

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人おおぞら

1, 本指針作成の要旨

当法人における身体拘束等の適正化のため、本指針を定める。

2, 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

当法人の福祉サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その必要性について組織的に検討した上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする。

3, 身体拘束適正化検討委員会、その他施設内の組織に関する事項

① 身体拘束適正化検討委員会の設置

(ア)当法人では、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を置き、少なくとも年1回以上開催する。

(イ)身体拘束適正化検討委員会は法人虐待防止委員会内で開催することとし、委員の構成に関しては虐待防止委員長及び委員が兼務することとする。

(ウ)身体拘束適正化検討委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。

② 身体拘束適正化検討委員会の役割

身体拘束適正化検討委員会では実際に発生した身体拘束等の事例の分析・検討を行い、身体拘束等の適正化のための研修プログラム作成を行う。

③ 身体拘束適正化担当者の設置

当法人では、身体拘束適正化のための担当者を各事業所に置き、掲示する。また、担当者は各事業所の虐待防止マネージャーが兼務することとする

4, 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

当法人では、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに

に、身体拘束等の適正化の徹底を図るために、各事業所で従業者に対して虐待防止研修と合わせて、身体拘束等の適正化のための研修を年に1回以上実施する。

また、職員の新規採用時にも研修を実施し、該当研修プログラムは身体拘束適正化検討委員会が作成するものとする。

5. 事業所内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きに関する基本方針

① 事業所内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の組織的検討について

事業所内でやむを得ず身体拘束等を行う場合、以下の3要件について身体拘束適正化検討会議にて検討した上で実施するものとする。またその際、管理者、身体拘束適正化担当者を含む複数の職員により検討する。なお当該検討の際には、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束等を行わないよう、慎重に判断するよう留意する。

要件	具体的内容
切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。切迫性を判断する場合、身体拘束等を行うことにより利用者本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認すること。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。非代替性を判断する場合、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認すること。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択すること。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。一時性を判断する場合、利用者本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定すること。

② 個別支援計画への記載および障害者・家族への十分な説明について

(ア)身体拘束等を行う場合には、当該利用者の個別支援計画に身体拘束等の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載することとする。また、当該個別支援計画について適宜利用者本人や家族に十分に説明を行い、了解を得ることとする。

(イ)ただし予見できない突発的な事情等により、上記によらず身体拘束等を行った場合には、事後速やかに利用者本人や家族への説明を行い、説明日時、説明者、相手方、説明内容等を記録することとする。

③ 必要な事項の記録及びその保管について

身体拘束等を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、サービス提供した日から5年間保管することとする。

6. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

- ① 事業所内で「5, 事業所内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きに関する基本方針」に規定する組織的検討及び必要な手続きを経て実施するもの以外の身体拘束等事例が発生した場合、以下の通り速やかに通報を行う。

(ア)事業所内で当該事例を発見した従業員は、速やかに事業所の管理者に報告する。報告を受けた管理者は日野市及び身体拘束等を受けた利用者に係る支給決定区市町村の虐待相談窓口はその旨通報することとする。

(イ)また、管理者が身体拘束等を指示している場合など、上記の対応を取りがたい理由がある場合は、当該事例を発見した従業員が直接所管の区市町村に通報することとする。

(ウ)なお、身体拘束等を発見し管理者等に通報した従業者、身体拘束等またはそれを疑われる事例を区市町村に通報した従業者について、不利益な取り扱いを行わないものとする。

日野市の虐待通報窓口	日野市障害福祉課援護係 TEL042-585-1111 (代表) 042-514-8489 (直通)
------------	---

- ② また、当該身体拘束等事例に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて原因の分析と再発防止策の検討を行うとともに身体拘束に関し区市町村から指導を受けた場合は指示に従い、必要な改善を行うこととする。

- ③ 身体拘束等事例及びその分析結果については、従業者に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事例発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者又はその家族や関係機関が閲覧できるよう事業所内に掲示およびホームページに掲載する。

8. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、身体拘束等の適正化の推進に取り組むこととする。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行し、各事業所で策定した指針はこれをもって廃止とする。